

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在の造船業（塗装）を営むB会社に雇用されていた。
- 2 被災者は、昭和〇年〇月〇日に死亡したが、死亡診断書には、直接死因は「心衰弱」、その原因は「(直腸癌による)肺転移性癌」と記載されている。
- 3 請求人は、被災者が死亡したのは、造船所における石綿ばく露作業従事によるものであるとして、監督署長に石綿救済法による特別遺族年金を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡原因は、石綿との関連が明らかな疾病（以下「石綿関連疾患」という。）によるものではなく、石綿ばく露作業に従事したことを原因とした業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をし、棄却されたため、当審査会に再審査請求したが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成27年労第901号事件。以下「前裁決」という。）。

本件は、請求人が、被災者は昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までC会社に在籍していたこと等により、石綿ばく露作業に従事した期間が〇年間に及ぶことが判明したことから、被災者の死亡は、石綿ばく露によるものであるとして、改めて、監督署長に石綿救済法による特別遺族年金を請求したところ、監督署長

は、被災者の死亡は、石綿ばく露による業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 石綿救済法に基づく特別遺族年金は、決定書別紙に記載のとおり、死亡労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象者とし、死亡労働者等とは、石綿にさらされる業務に従事することにより対象疾病にかかり、これにより死亡したものをいうと規定されている（石綿救済法第2条第2項及び第59条第1項）。そして対象疾病として中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）、石綿によるじん肺症等、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚が規定されている（石綿救済法第2条第1項及び第2項、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第1条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条）。

(2) 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発032

9第2号。以下「認定基準」という。)を策定し、石綿関連疾患のうち、肺がんについては、石綿ばく露労働者に発症した「原発性(他の部位から肺に転移したのではない)肺がん」が対象疾病である旨規定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の死亡原因について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、昭和○年○月○日付けE医師作成の死亡診断書及び平成○年○月○日付けF医師作成の回答書等の医学的見解及び資料等を踏まえて、要旨、「被災者は、昭和○年○月○日に直腸がんを発症、直腸がんの多発肺転移の増大により死亡に至ったものである。被災者の当該疾病及びその死亡原因については、業務との関連性はない。」と述べ、直接の死因である心衰弱の原因は、直腸がんの転移による「転移性肺がん」であるとしており、当審査会としても、被災者の症状の経過等を踏まえ、D医師の医学的見解は妥当であるものと判断する。

(4) そうすると、被災者が発症した疾病は、認定基準に定める疾病には該当せず、被災者の死亡原因が、石綿関連疾患によるものとは認められないと判断する。

なお、当該判断は、前裁決において既に示しているところ、請求人は、被災者の石綿ばく露作業従事歴が新たに判明したことを理由に、被災者は石綿関連疾患により死亡した旨主張しているが、上記のとおり、被災者が石綿関連疾患を発症したという事実は認められず、請求人の主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。